

厚労省方式は、08→10年と10年→11年で異なる 計算論理を採用する結果となる

品目	10年ウェイト×08年指数	2010年ウェイト	10年ウェイト×11年指 数
パン	$79 \times 103.8 = 7681$	$79 \times 100 = 7900$	$79 \times 100.2 = 7915$
	+ + + +		
ゆで うどん	$10 \times 99.6 = 996$	$10 \times 100 = 1000$	$10 \times 100.1 = 1001$
	+ + + +		
干し うどん	$8 \times 96.4 = 771$	$8 \times 100 = 800$	$8 \times 100.3 = 802$
	: : : :		
合計	1045000	1000000	995000
	≒パーセンテージ指数=加重調和平均		
	ラスパイレス指数=加重相加平均		

ILO(国際労働機関)主催 第17回国際労働統計家会議 「消費者物価指数に関する決議」

上位レベル指数

45. これらの物価指数は、基本合算項目指数の加重平均として構築される。かなりの数の算式が基本合算項目指数を平均するために使われる。適時な指数を作成するため

には、実際的な選択肢としては、ある過去の時点に関連するウェイトに依存する算式を使うことである。そのようなひとつの算式はラスパイレス型指数であって、ほとんどの国家統計機関によって使われている算式である。

46. 幾つかの目的のためには、基準時点と現在時点のウェイトの両方を使用する、フィッシャー、ツルンクビスト又はウォルシュ指数などの指数算式を使って指数を遡及して計算することが適切なことがある。この型の指数とラスパイレス型指数を比較することによって、問題としている時点にわたる所得変化、選好変化、及び代替効果の混合した影響についての示唆を与えることができ、CPIの生産者と利用者のために重要な情報を提供する。

取扱厳重注意

生活保護制度の見直しについて

2019年5月15日 衆議院 厚生労働委員会
立憲民主党・無所属フォーラム 尾辻 かな子
出典:厚生労働省資料

世帯類型ごとの基準額

※今回の検証で参照した平成21年全国消費実態調査の個票データの分析に基づく。

【現行の基準額と今回の検証結果を勘案した基準額を比較した場合】

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値(注1)	検証結果の影響(②／①)
夫婦子1人	約15万7千円	約14万3千円	92%
夫婦子2人	約18万6千円	約15万9千円	86%
高齢単身(60歳以上)	約7万3千円	約7万7千円	105%
高齢夫婦(60歳以上)	約10万6千円	約10万8千円	102%
単身(20~50代)	約7万8千円	約7万7千円	98%
母子世帯(18歳未満の子1人)	約13万9千円	約13万1千円	95%

【見直し後の基準額】

③見直し後基準額を適用した場合の平均値(注2)	検証結果の影響(③／①)
約14万4千円	92%
約16万9千円	91%
約7万1千円	97%
約10万3千円	97%
約7万4千円	94%
約12万9千円	93%

〔※現行の基準額は、消費実態と比べた場合、単身世帯より多人数世帯、高齢者より若年者の方が相対的に乖離が大きい傾向があり、その影響によって上記のような結果となっている。〕

(注1) 今回の基準部会における検証結果である年齢・世帯人員・地域差による影響を完全に調整した場合。

(注2) 年齢・世帯人員・地域差による影響の調整を1/2とし、平成20年から23年の物価動向を勘案した場合。

(世帯ごとの増減幅は最大10%とした上で、平均値を算出。)

(注3) 基準額はいずれも児童養育加算、母子加算、冬季加算を含む。

(注4) 児童養育加算は平成21年当時の児童手当制度によるが、直近の制度でも①と③の差は変わらない。

5

今後のスケジュール案

**1月18日 生活保護基準部会で報告書とりまとめ
1月23日 社会保障審議会特別部会で報告書とりまとめ予定**

〈参考〉

- ①生活保護制度の見直しについて
- ②生活困窮者対策について
- ③生活保護基準の見直しについて

①生活保護制度の見直しについて ②生活困窮者対策について	社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 (平成24年4月~)
③生活保護基準の見直しについて	社会保障審議会生活保護基準部会 (平成23年4月~)

※具体的な生活扶助基準額の見直しについては、生活保護基準部会の報告書を考慮しつつ、予算編成過程で政府として判断。

1月末 25年度政府予算案閣議決定